

# 「石巻市障害のある人もない人も共に安心して暮らせる福祉のまちづくり条例」が制定されました

平成30年4月1日施行

障害のある人に対する差別をなくし、全ての市民がお互いに認め合い、障害の有無によって分け隔てられることなく、共に安心して暮らせるまちづくりを進めるため、「障害のある人もない人も共に安心して暮らせる福祉のまちづくり条例」が制定されました。

私たち一人ひとりが、それぞれの立場で協力しあい、お互いを思いやりながら、誰もが安心して暮らせる社会を築いていきましょう。



## 条例の概要

### ●目的

障害のある人に対する理解を深め、障害を理由とする差別を解消し、市民が相互に尊重し合いながら共に安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進する

### ●定めている項目

- ・基本理念 ・市の責務、事業者の責務、市民の責務
- ・障害者への差別などの禁止
- ・障害者施策の基本目標
- ・施策の推進体制
- ・共に生きる意識の醸成及び共生社会の環境づくり
- ・差別に関する相談体制

## 責務

### 市の責務

- 障害の理解促進を図る
- 障害者施策の計画的実施
- 事業者や市民との連携に努める

### 事業者の責務

- 障害への理解を深め、差別や偏見のない職場を作る
- 市の障害者施策に協力するよう努める

### 市民の責務

- 障害への理解を深め、障害者への偏見をなくす
- 市の障害者施策に協力するよう努める



## 障害を理由とする差別の禁止

障害のある人への「**不当な差別的取り扱い**」と「**合理的配慮の不提供**」を禁止しています。

## 不当な差別的取り扱いとは…

正当な理由がないのに、障害を理由としてサービスなどの提供を拒否したり、制限したり、また、障害のない人につけないような条件をつけたりすることです。

(市・事業者 ⇒ 禁止)

- 例 **×** 障害を理由に、窓口での対応を拒んだり、順序を後回しにする。
- 例 **×** 本人を無視して介助者だけに話しかける。

## 合理的配慮とは…

障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合、負担になりすぎない範囲で、「社会的障壁※」を取り除く配慮をすることです。

(市 ⇒ 法的義務 事業者 ⇒ 努力義務)

- 例 ○ 車いす利用者のために段差に携帯スロープを渡す、高い所に陳列された商品を取って渡すなどの物理的環境への配慮を行う。
- 例 ○ 筆談、読み上げ、手話などによるコミュニケーション、分かりやすい表現を使って説明をするなどの意思疎通の配慮を行う。

※「社会的障壁」とは、障害のある人にとって日常生活や社会生活を送る上で障壁となる事物、制度、慣行、観念などさまざまなもののことです。

## 石巻市障害福祉推進委員会

専門的な意見を広く聴取するため、学識経験者や障害福祉事業者、障害団体関係者、一般公募市民などで構成される障害福祉推進委員会を設置しています。

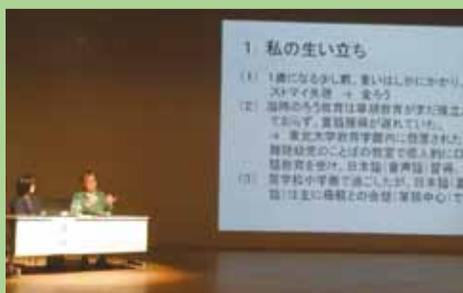
## 差別に関する相談体制

市による相談、支援や障害福祉推進委員会による助言、あっせんなどにより、問題解決を図ります。



## 基本的施策

- ・障害の理解を深めるための啓発活動
- ・手話、点字、音声などによる情報取得および意思の疎通のための支援
- ・社会活動など参加・就労・自立生活のための支援 など



障害者理解促進啓発講演会



市民による理解啓発の取り組み～きらりphotoスケッチ展～

※条例の全文は、ホームページをご覧ください。

☎ 障害福祉課(内線2483)